

平成 2 4 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 4 号

平成 2 4 年 3 月 1 4 日（水曜日）

議事日程 第 4 号

平成 2 4 年 3 月 1 4 日（水曜日）午後 3 時開議

- 日程第 1 議案第 6 号 玉村町産業振興基金条例の制定について
 - 日程第 2 議案第 7 号 玉村町協働によるまちづくり基金条例の制定について
 - 日程第 3 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度玉村町一般会計予算
 - 日程第 4 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第 5 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第 6 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度玉村町介護保険特別会計予算
 - 日程第 7 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
 - 日程第 8 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度玉村町下水道事業特別会計予算
 - 日程第 9 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度玉村町水道事業会計予算
 - 日程第 1 0 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 1 1 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 6 号 玉村町産業振興基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 7 号 玉村町協働によるまちづくり基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 1 0 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 1 1 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第 1 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第 2 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第 3 玉議第 1 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意

見書の提出について

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総 務 課 長	重田 正典 君
経営企画課長	金田 邦夫 君	税 務 課 長	月田 昌秀 君
健康福祉課長	小林 訓 君	子ども育成課長	筑井 俊光 君
住 民 課 長	井野 成美 君	生活環境安全課長	高橋 雅之 君
経済産業課長	高井 弘仁 君	都市建設課長	新井 淳一 君
上下水道課長	原 幸弘 君	会計管理者兼会計課長	松浦 好一 君
学校教育課長	大島 俊秀 君	生涯学習課長	川端 秀信 君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○開 議

午後 3 時開議

議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○日程の追加について

議長（浅見武志君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました追加 3 議案が提出されました。

本日 14 日午後 1 時 30 分から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、3 議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○日程第 1 議案第 6 号 玉村町産業振興基金条例の制定について

議長（浅見武志君） 日程第 1、議案第 6 号 玉村町産業振興基金条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

経済建設常任委員長（川端宏和君） 経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

議案第 6 号 玉村町産業振興基金条例の制定について、本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

事件番号、議案第 6 号、件名、玉村町産業振興基金条例の制定についてでございます。

議決の結果、原案可決、議決の理由、内容は妥当であると認められました。

本条例につきましては、本町における産業振興を目的とする事業を効果的に推進するために、基金を設置するというものであります。

基金としての額については、一般会計の予算で定める額としております。なお、今定例会の補正予算で 200 万円の産業振興基金を可決していただいているものです。

本委員会においては、委員より活発な意見が出され、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○日程第2 議案第7号 玉村町協働によるまちづくり基金条例の制定について

議長（浅見武志君） 日程第2、議案第7号 玉村町協働によるまちづくり基金条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

総務常任委員長（柳沢浩一君） それでは、総務常任委員会議案審査報告を行いたいと思います。

平成24年3月2日午前9時より、場所は全協室にて質疑を行いました。

議案第7号 玉村町協働によるまちづくり基金条例の制定についての審査報告でございます。

内容については、抜粋をさせていただきながら、長いものですから、ご報告をしたいというふうに

思います。

玉村町は、平成19年に自治基本条例を施行し、その中で、今後の町政の運営方針として、住民と行政が協働によってまちづくりを推進すると定めております。本条例は、協働によるまちづくりを推進するために、財源的な裏づけを十分確保することをねらいとしております。

条例は全6条で構成されております。第1条では、基金を設置し、町政の方針である協働によるまちづくりを推進するための経費に充てるということを定めております。

まだ何点かありますけれども、抜粋をさせていただきました。

次に、玉村町協働によるまちづくり提案事業は、住民が町と協働して取り組む事業を町に提案できる制度である。

事業の要件、1、福祉、まちづくり、環境、その他の分野に係る地域の身近な課題を解決しようとするもの。2、具体的な成果や効果が期待できるもの。3、町との協働事業として実施することが適切であるもの。4、営利を目的としないもの。こういうことになっております。

以下、抜粋をしてご報告をして玉村町の協働のまちづくりということに対するご理解をいただきたいというふうに思うところであります。

なお、質疑につきましては、各委員から非常に活発な意見、質疑が出ました。資料の中で皆さんにも十分ごらんをいただき、ご検討をいただきたいというふうに思うわけでありましたが、当案は表決の結果、3対1で賛成多数により、原案のとおり可決となりました。

以上、報告にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

-
- 日程第3 議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算
 - 日程第4 議案第23号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第5 議案第24号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第6 議案第25号 平成24年度玉村町介護保険特別会計予算
 - 日程第7 議案第26号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
 - 日程第8 議案第27号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計予算
 - 日程第9 議案第28号 平成24年度玉村町水道事業会計予算

議長（浅見武志君） 次に、予算特別委員会に付託となっております日程第3、議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算から日程第9、議案第28号 平成24年度玉村町水道事業会計予算の7議案を一括議題といたします。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

町田宗宏予算特別委員長。

〔予算特別委員長 町田宗宏君登壇〕

予算特別委員長（町田宗宏君） それでは、委員会報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定によりまして報告をいたします。

議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第23号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第24号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第25号 平成24年度玉村町介護保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第26号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと求める。

議案第27号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第28号 平成24年度玉村町水道事業会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

以上、報告いたします。終わります。

議長（浅見武志君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

最初に、日程第3、議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第4、議案第23号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第5、議案第24号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第6、議案第25号 平成24年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議案第26号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第27号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第28号 平成24年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 予算特別委員長が反対討論をすると、余り格好はよくないのです。前例も余りないのではないかとと思いますが、別に法令でやってはダメだと、そういう規定もありませんので、それで一般質問を先般しまして、その回答がどうもすっきりしていないと、こういうことで、その問題について反対討論をいたします。

町長の施政方針と予算案との間に一貫性、整合性がなく、予算案を承認することはできない。具体的には次のとおりであります。

1つ、施政方針では、「さらに行財政改革に取り組み、全力で難局を打開していく」と、このように述べられましたが、行財政改革の主要事項と考えられる人員の削減、事業の見直し、補助金の見直し等について、ほとんど見るべきものがないと、こういうことであります。

2つ目は、施政方針では、「企業誘致による新たな税財源の確保を図る」と、このように述べられておりますが、平成24年度において、町内のどこに、どのような企業を誘致するかについて、全く見通しが立っていない。多分企業誘致はできないだろうと、そのように思いました。

以上、施政方針と予算案の関係は、木に竹を接ぐと、そんなものではないかと。再度言いますが、一貫性、整合性がない。したがって、反対をいたします。

終わります。

議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君登壇〕

8番（三友美恵子君） 8番三友美恵子でございます。

平成24年度予算については、第5次総合計画に沿って適切に組まれたものであると考えます。よって、賛成といたします。

議長（浅見武志君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浅見武志君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第23号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第24号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第25号 平成24年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第26号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第27号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第28号 平成24年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○日程第10 開会中における所管事務調査報告

議長（浅見武志君） 日程第10、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

○日程第11 閉会中における所管事務調査の申し出

議長（浅見武志君） 日程第11、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決しました。

○追加日程第1 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○追加日程第2 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（浅見武志君） 追加日程第1、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、追加日程第2、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、同意第1号と追加日程第2、意見第1号の2議案を一括議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてご説明申し上げます。

平成17年から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております高橋一朋氏におかれましては、本年3月31日に任期が満了となります。長年にわたり町行政にご協力をいただき、この場をおかりいたしまして感謝を申し上げます次第でございます。

本案につきましては、その後任といたしまして、上之手2073番地2にお住まいの原善亮氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。

原氏におかれましては、人格はもちろんのこと、長い間固定資産評価補助員を務められ、固定資産税に精通されており、知識が豊富で適任者であると思っております。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

意見第1号で推薦させていただきました高橋詔一氏におかれましては、人権擁護委員として平成21年7月よりご活躍をいただいております。本年6月30日をもちまして3年の任期が満了となりますが、今後も今までの経験を生かしてご活躍をいただきますよう推薦するものでございます。

以上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

追加日程第1、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、追加日程第2、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する意見を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 意見なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意するとの意見とすることに決しました。

○追加日程第3 玉議第1号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について

議長（浅見武志君） 次に、追加日程第3、玉議第1号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出についてを議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（浅見武志君） 朗読が終了いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） ただいま朗読していただきました、玉議第1号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出についてであります。当玉村町浅見議長が、24年1月30日におきまして、県市町村議会議長交流会の場において、県の議長から各町村で統一した意見書をこのようなものを提出したいということで要望と意見を受けてまいりました。

その意見を玉村町議会運営委員会のほうで慎重に審査した結果、玉議第1号として提出させていただくということに決まりました。玉村町議会議員一議員として私が提出者となり、議会運営委員の原幹雄委員、高橋茂樹委員、齊藤嘉和委員、宇津木治宣委員、三友美恵子委員を賛成者として提出させていただきたいと思っております。

朗読いたしました文章は、県下統一のものを採用させていただきます。

以上でございます。

議長（浅見武志君） これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○字句等整理委任について

議長（浅見武志君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○町長あいさつ

議長（浅見武志君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 平成24年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、去る3月11日で東日本大震災から1年が経過いたしました。改めまして、この大震災によりご不明となられている方々の一日も早い発見と、お亡くなりになりました方々のご冥福を心よりお祈りいたします。

さて、本定例会は、3月1日に開会されまして、本日までの14日間、議員の皆様方には、平成24年度一般会計当初予算を初め追加議案を含む33議案につきまして、慎重にご審議をいただき、すべて原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

施政方針の中で述べましたとおり、「第5次総合計画」及び「都市計画マスタープラン」を軌道に乗せるため、平成24年度を「希望に満ち、安全安心で、豊かなまち」と位置づけ、町民の皆様が幸せを実感できる町を全力で推し進める決意であります。予算執行に当たりまして、この方針を十分踏まえながら、慎重を期するとともに、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、十分これを尊重し、町政の運営に全力を尽くしてまいります。

また、本定例会におきまして、10人の議員各位から一般質問があったわけですが、今議会で賜りましたご意見、ご提言につきましても十分尊重をさせていただき、さらなる町政の発展を目指し、努力をしてみたいと存じますので、あわせてよろしく願い申し上げます。

なお、3月31日をもちまして新井淳一都市建設課長が退職をされることになりました。新井課長

におかれましては、町民福祉の向上のため、懸命に努力され、職員の模範となって、町政発展のために大変ご尽力をいただいた方であります。長年にわたるご功績、ご努力に対しまして深く感謝を申し上げます。

新井課長におかれましては、今後とも本町発展のため、折に触れてご指導、ご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。どうかこれからも、なお一層のご多幸、ご健勝でありますよう、心からお祈りをいたしまして、意を尽くせませんが、はなむけの言葉といたします。

最後になりましたが、これから年度末、そして年度初めという多忙の時期を迎えるわけですが、議員の皆様方には、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○退職課長あいさつ

議長（浅見武志君） 次に、本定例会を最後に職場を去られます都市建設課長より発言を求められておりますので、これを許します。

新井淳一都市建設課長。

〔都市建設課長 新井淳一君登壇〕

都市建設課長（新井淳一君） 貴重な時間をいただき、また町長から多分なるお褒めの言葉、大変ありがとうございます。また、長い時間、長い間大変お世話になり、何とか無事職場を去ることができます。

自分は、昭和46年に役場に入職いたしました。当時の日本は高度成長期でした。以後、多くの方々を支えられながら、ほどほどとそこそこで来た40年だと思っております。

定年といいますが、還暦が近づくにつれ、余生をいかに過ごすか、これから家族といかに接するかを考えたとき、帰臥することといたしました。これからの人生といいますが、余生は、自然と戯れながら晴耕雨読、その下に「暮、輪、酒、浴」で余生を楽しみながら過ごそうと思っております。晴れの日、天気の良い日は田畑を耕し、雨の日、悪天候の日は本を読んだり、また「暮、輪、酒、浴」のゴは囲碁のことで、好きな囲碁を打ったり、リンは競輪のことで、たまには前橋方面へ自転車を見に出かけたり、それとシュとヨクは酒と入浴、ふろのことで、たまには温泉地へ出向いて、温泉に浸りながら好きな酒をたしなむ。そのほかにも気楽な旅もしたいと思っております。

特に作家の松本清張の推理小説の舞台となった土地、温泉地、宿屋、旅館、自分流で言うと「清張の黒の地図帳」と題した旅を試みたり、時代小説の第一人者、藤沢周平の世界、藤沢周平は生まれ故郷東北の庄内地方をこよなく愛した人ですが、これを掘り探してみたい。そして、多くの歴史小説を書いた司馬遼太郎の世界、あとは民俗学者である宮本常一の忘れられた日本人の風景も訪ねて歩いてみたい。そう思うと、大分持ち時間が足りないかなと、こう思っています。

話は変わりますが、自分は障害を持っている子もおりますし、90近い年長いた父とも同じ屋根の下で暮らしております。限られた時間、自分ができ得る限り接しなければならぬと思うし、家内の背負っている重荷を少しでも軽くしたいと思っております。

それと、自分には好きな言葉というか要素が3つありまして、その1つ目は、よきことは隠れてせよの陰徳。2つ目は、1日に1回何か一つ心を喜ばさせてやる「キシシ」、喜ぶ心、喜ぶ神、両方です。3つ目は、感謝であります。職場を去るに当たって、家族、地域の方々、友人、職場の先輩、同志、仲間の人たち、そしてここ議場におられる皆様に改めて感謝を申し上げます。

そして、玉村町のますますのご繁栄と、ここにおられる議員各位並びに町長を初め執行部の皆様のご健勝とご活躍を祈念し、お礼のごあいさつといたします。

最後に一言、自分はサザンカのごとく帰臥しますが、これからですけれども、笑って余生を楽しんで天命を待つ、こんな心境です。来月からこんな思いで過ごしたいと思っております。長い間ありがとうございました。

〔拍 手〕

○議長あいさつ

議長（浅見武志君） 平成24年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

思い起こせば、昨年の3月定例会会期中に発生しました東日本大震災は、1年がたった現在でも傷跡は深く、なかなか日本経済も低迷から抜け出すことができず、厳しい状況であります。

そのような状況下、本定例会は3月1日に開会し、本日まで平成24年度の一般会計予算や特別会計予算等新年度予算関係、そして年度の締めくくりとなる補正予算、また関係する諸案件の審議が行われました。さらに、多くの議員からの一般質問、また予算特別委員会での慎重審査を初め活発な議会・委員会活動が会期中に行われました。これもひとえに議員各位はもとより、貫井町長を初めとする執行部役員のご努力によるものとお礼申し上げます。

なお、町長におかれましては、審議の際に出された意見や要望を町民の声として十分尊重され、今後の行政に生かされますことを強く要望するものでございます。

経済の低迷により、税収も厳しく、より堅実な財政運営が強られるものと思われまふ。我々議員は、住民代表としての職の重さを十分認識し、町民の負託にこたえる責任の度合いが増す中、今後とも研さん・努力を積み重ねられますようお願いするものであります。

先ほどこの3月をもって退職されます新井淳一課長よりごあいさつがありました。長きにわたり玉村町役場の模範職員として、また幹部職員としても、それぞれ職務執行を通し、多くの分野で実績を残され、また次世代の玉村町役場を支える若き部下の育成に当たられました。長い間ご苦労さまでした。今後は、第二の人生を歩まれるわけですが、これまでの行政マンとしての豊かな経験を生かし、

地域住民のリーダーとして、また玉村町行政の発展のため、種々ご提言されますようお願い申し上げます。

○閉 会

議長（浅見武志君） 結びに当たり、大変厳しい行政運営ですが、この新年度が玉村町並びにご臨席の皆様にとって実り多く、よりよい年になりますようお願いしつつ、平成24年玉村町議会第1回定例会閉会に当たってのあいさつといたします。

ご苦労さまでした。

午後3時44分閉会